○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（旭川地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 28 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年７月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ナイス株式会社　平田恒一郎　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―33―１ナイスビル６階　国土交通大臣許可（般・特―24）第22243号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年６月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 28 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年７月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社DAISHU　石井　誠一　千葉県市川市市川２―11―15　国土交通大臣許可（特―21）第18323号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年６月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 28 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年７月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三建設備工業株式会社　松井　栄一　東京都中央区新川１―17―21　国土交通大臣許可（般・特―24）第1879号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、鋼構造物工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年６月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 28 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年７月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社甲陽　三井　学　山梨県甲府市国母７―11―４　国土交通大臣許可（般・特―23）第16190号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年６月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 28 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年７月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社清水組　清水　秀之　東京都日野市日野本町４―６―６　国土交通大臣許可（特―22）第13701号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 28 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年７月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丸共建設株式会社　菊池　龍吉　長野県南佐久郡川上村大字大深山1218　国土交通大臣許可（般・特―26）第20662号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 28 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年７月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　リコ―テクノシステムズ株式会社　佐藤　邦彦　東京都台東区浅草橋５―20―８　国土交通大臣許可（般・特―24）第11395号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 28 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

１　処分をした年月日　平成26年７月28日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丸紅株式会社　國分　文也　東京都千代田区大手町１―４―２　国土交通大臣許可（特―22）第5581号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成26年７月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。